
平成 23 年度税制改正に関する要望

平成 22 年 7 月

法 日本損害保険協会

はじめに

社団法人 日本損害保険協会

我が国の経済は、デフレ傾向と低成長のもとで雇用情勢に厳しさが残るものの、緩やかではありますが企業収益の改善が図られており、景気は回復に向かいつつあります。そのような中で、個人・企業は、経済のグローバル化による国際競争の激化、地球温暖化などによる自然災害の増加、および少子高齢化の急速な進行による社会構造の変化などのさまざまなリスクに直面しております。

損害保険業界は、このようなリスクを的確に把握し、損害保険制度の健全な発展を通じて、経済の発展と安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与してまいりたいと存じます。

国際競争が激化する中で我が国の金融・資本市場の競争力を強化するために、様々な観点から市場をめぐる周辺環境の整備が進められています。税制面においても、諸外国と比較して不利にならないように、受取配当等の益金不算入制度等についての見直しが必要と考えます。

一方、国の財政に目を転じると、現下の厳しい財政状況を踏まえ、少子高齢化社会に適応した社会保障制度と経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することが求められており、特に消費税率の引き上げを含む、抜本的な税財政改革の議論が本格化しつつあります。

仮に将来、消費税率が引き上げられますと、非課税取引である損害保険料が売上高の大半を占める損害保険業界においては、消費税等に係る仕入税額増加分の大半を控除できないといった、極めて大きな影響が生じるものと懸念されます。

このような観点から、平成23年度の税制改正にあたりまして、重点要望項目をはじめとして、各種税制の実現・充実に要望いたしますので、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

目次

平成23年度税制改正要望項目	2
1. 受取配当等の二重課税の排除 重点要望項目	4
・受取配当等の益金不算入割合の引き上げ	
2. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続	6
3. 確定拠出年金に係る税制上の措置	7
・確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃	
4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化 ...	8
5. 損害保険に係る消費税等の仕入税額控除の見直し	9

平成 23 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 受取配当等の二重課税の排除

- ・ 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ

要望内容	現行税制
受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）	益金不算入割合は平成 14 年度より 50%

その他の要望項目

2. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税標準税率は 0.7%

（注）現行税制：平成 22 年度適用される税制

3. 確定拠出年金に係る税制上の措置

要望内容	現行税制
確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること	平成 22 年度まで課税停止措置税率は約 1.2%（地方税含む）

4 . 破綻保険会社からの協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置

要 望 内 容	現 行 税 制
破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること	平成 22 年度まで課税停止措置

(注) 現行税制:平成 22 年度適用される税制

5 . 損害保険に係る消費税等の仕入税額控除の見直し

要 望 内 容	現 行 税 制
将来、消費税率が引き上げられた際には、消費税率引き上げの影響が損害保険料に及ばないように、消費税等の仕入税額が控除されるべく見直しを行うこと	損害保険料には消費税が課されておらず、仕入税額は損害保険会社の負担となっている

1. 受取配当等の二重課税の排除

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）

法人が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除（注）の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が 80% から 50% に引き下げられました。

本制度の縮減は、二重課税の取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化でありました。このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

- 特に、機関投資家としての一面を持ち株式を多く保有している損害保険業界においては、二重課税による負担が会社業績に大きな影響を与えています。その上、損害保険業界は厳しい国際競争にさらされており、諸外国に比して不利な取り扱いとならないように、早期に制度を見直して頂きたいと考えています。

（注）

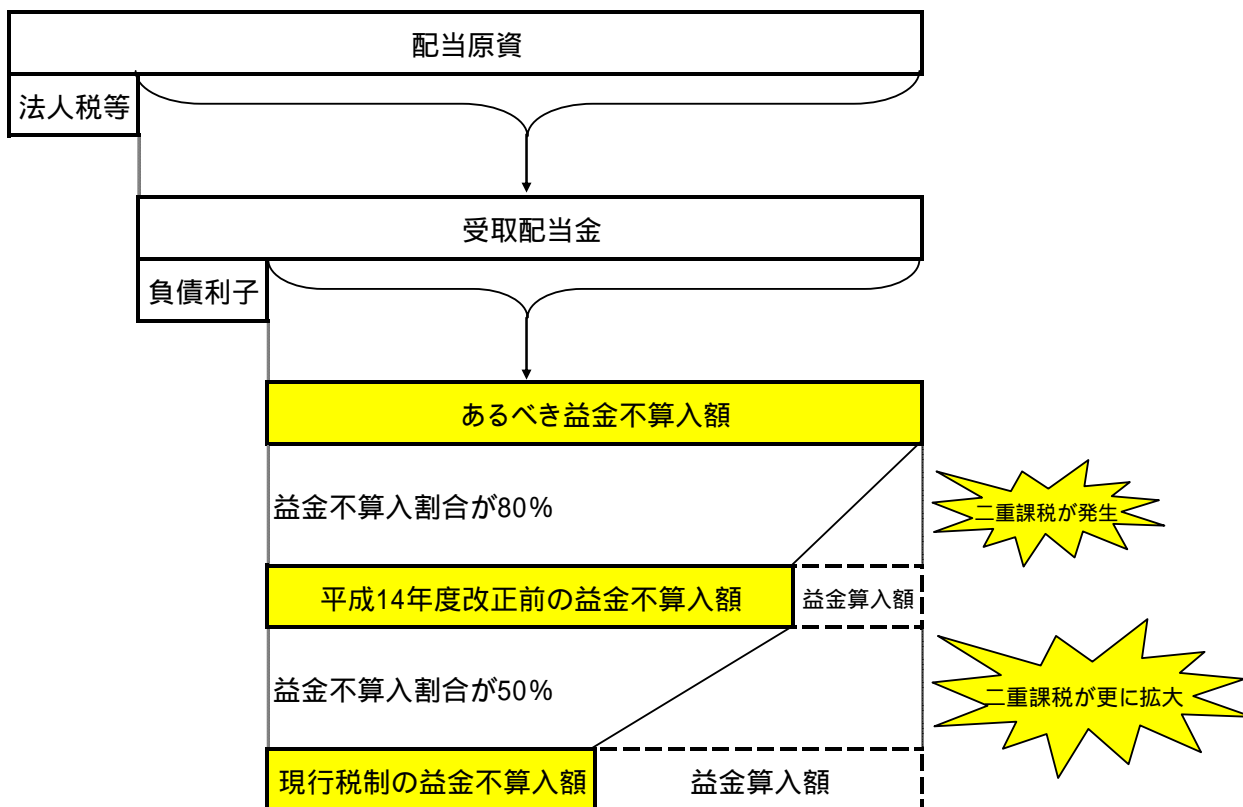
「負債利子控除制度」

借入金等の資金で株式等を購入すると、借入金等の支払利息（負債利子）が損金に算入され、株式等から得られる受取配当は非課税であることから、課税上のメリットが発生する。よって受取配当等の益金不算入額（非課税額）の計算に際して、受取配当等の額から負債利子の額を控除することとされている。

つきましては、受取配当等の二重課税の排除という観点から、受取配当等の益金不算入制度について、下記の実現を要望します。

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）

【現行の受取配当等の益金不算入制度の概要】



法人（発行体）からの配当は、すでに法人税等が課税されているため、受取配当に対して法人税等が課税されると二重課税となります。

負債利子は、損金として取り扱われるため、株式の取得に係る負債利子を受取配当から控除した100%の金額が、益金不算入額であるべきです。

しかしながら、受取配当等の益金不算入制度は、「二重課税の排除」という税理論に基づく制度であるにもかかわらず、平成14年度税制改正以前から、益金不算入割合は80%とされてきました。

さらに、平成14年度税制改正で、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられ、二重課税の対象額が更に拡大しました。

2 . 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。また、平成 20 年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。これと関連して平成 22 年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種の課税方式については、中長期的に検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4 分の 3 部分については所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

3. 確定拠出年金に係る税制上の措置

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（平成 22 年度まで経過措置により課税停止）

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られるようになってきています。

こうしたいわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

確定拠出年金制度を発展・普及させ、年金資産を早期に充実させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成 22 年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

つきましては、下記の項目を要望いたします。

個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること

4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る 不動産取得税の非課税措置の恒久化

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること（平成 22 年度まで経過措置により非課税）

損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破たん保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。

破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成 22 年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること

なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成 17 年度税制改正により恒久化されています。

5 . 損害保険に係る消費税等の仕入税額控除の見直し

将来、消費税率が引き上げられた際には、消費税率引き上げの影響が損害保険料に及ばないように、消費税等の仕入税額が控除されるべく見直しを行うこと

現下の厳しい財政状況を踏まえ、少子高齢化社会に対応した社会保障制度と経済・社会の構造変化に適応した税制を構築することが求められております。特に消費税率の引き上げを含む、抜本的な税財政改革の議論が本格化しつつあります。

消費税の導入以来、損害保険料は、消費税の性格から課税することになじまないものとして非課税とされています。また、付加価値税を採用しているEU各国をはじめ多くの諸外国においても、損害保険料は、非課税とされています。

そのため、今後も損害保険料は、消費税法上、非課税であるべきと考えます。

お客様から受け取る損害保険料には、消費税等が課されていませんが、損害保険会社が支払う物件費や諸手数料などには、消費税等が課されています。

損害保険会社が支払う消費税等の大半は、仕入税額控除の対象となりません。そのため、将来、消費税率が引き上げられた場合、消費税等の増税分が損害保険会社に累積し負担となり、結果として、損害保険料に転嫁せざるを得なくなります。

しかし、相互扶助的な性質があり、国民の生活・経済活動の基盤ともなっている損害保険の保険料を、消費税率の引き上げに伴い値上げすることは、非課税としている趣旨を減殺し、お客様の納得感を得ることは容易ではないと考えます。

このような観点から、損害保険業界といたしましては、将来の消費税率引き上げの影響ができるだけ損害保険料に及ばないように、ご配慮をお願いしたいと考えています。

つきましては、下記項目を要望いたします。

将来、消費税率が引き上げられた際には、消費税率引き上げの影響が損害保険料に及ばないように、消費税等の仕入税額が控除されるべく見直しを行うこと